

第2次 さいたま市 男女共同参画の まちづくりプラン

一人ひとりが人権を尊重しあい
ともに生きるさいたま市の実現をめざして

平成21(2009)年度～平成25(2013)年度

概要版

平成21年3月

◆ 計画の目的

さいたま市では、性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、ともに参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

この第2次プランは、「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の計画期間（平成16～20年度）が終了したことを受けて、引き続き、市の男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

策定によせて



本市は、男女共同参画社会の実現に向け、多岐にわたる施策、事業を推進してまいりました。しかし、依然として解決しなければならない課題が残されています。なかでも、様々な分野における女性の活躍を促進するために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」と「女性のチャレンジ支援」をより一層進めることが重要となっています。また、近年社会問題化している「配偶者等からの暴力」についても、その防止と被害者支援の取組の強化が求められています。

「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」は、これらの課題を重点事項とし、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくという決意をもって策定いたしました。

今後も引き続き、行政はもとより、市民や事業者の方々との連携・協働のもと、プランに掲げた各施策や事業を積極的に展開してまいります。皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年3月

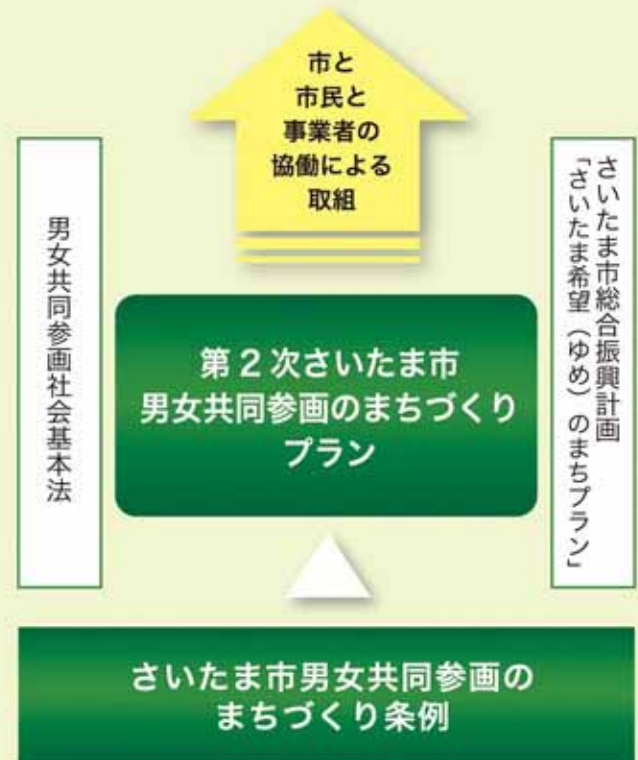
さいたま市長 相川 宗一

～ 計画の位置づけ ～

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条に基づく基本計画です。

また、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

男女共同参画社会の実現



◇ 計画推進にあたっての市・市民・事業者の役割

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」では、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担い、協働して計画の推進にあたることと定められています。この計画の推進にあたっては、市・市民・事業者はそれぞれ次の役割を担うこととします。

市



- 市民や事業者、市職員に対し、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の目標の浸透を図るとともに、市民や事業者の模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進すること
- 市民が一人ひとりの能力を発揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような社会環境や条件の整備をすすめること
- 埼玉県や国などとの十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで、男女共同参画のまちづくりに向けた施策を実施すること

市民



- 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めること
- 固定的な性別役割分担意識を見直し、家庭生活や職業、地域活動などにおいて、権利と責任をともに分かち合うこと
- 男女共同参画のまちづくりに向けた、市の取組について理解し、積極的に活動に参加すること

事業者



- 地域社会の一員として、条例の趣旨などにのっとり、事業活動において、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めること
- 男女共同参画のまちづくりに向けた、市の取組について理解し、積極的に協力すること

